

# 市議会定例会議案

山形市

## 令和5年12月定例会議案目次

議案番号	件名
議第74号	令和5年度山形市一般会計補正予算
議第75号	令和5年度山形市国民健康保険事業会計補正予算
議第76号	令和5年度山形市後期高齢者医療事業会計補正予算
議第77号	令和5年度山形市介護保険事業会計補正予算
議第78号	令和5年度山形市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算
議第79号	令和5年度山形市公設地方卸売市場事業会計補正予算
議第80号	令和5年度山形市農業集落排水事業会計補正予算
議第81号	指定管理者の指定について（山寺芭蕉記念館）
議第82号	指定管理者の指定について（最上義光歴史館）
議第83号	指定管理者の指定について（総合スポーツセンターほか13の体育施設）
議第84号	指定管理者の指定について（蔵王体育館及び蔵王ジャンプ台）
議第85号	指定管理者の指定について（総合福祉センター）
議第86号	指定管理者の指定について（漆山やすらぎ荘）
議第87号	指定管理者の指定について（大曾根さわやか荘）
議第88号	指定管理者の指定について（黒沢いこい荘）
議第89号	指定管理者の指定について（斎場及び霊柩車）
議第90号	指定管理者の指定について（山形国際交流プラザ）
議第91号	指定管理者の指定について（産業歴史資料館）
議第92号	指定管理者の指定について（観光案内センター）
議第93号	指定管理者の指定について（農業研修センター）
議第94号	山形市農業集落排水事業の設置等に関する条例の設定について
議第95号	山形市部設置条例の一部改正について
議第96号	山形市手数料条例の一部改正について
議第97号	山形市総合福祉センター条例の一部改正について
議第98号	山形市水道給水条例の一部改正について

議 第 74 号

令和 5 年度山形市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 5 年度山形市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,726,008千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108,083,504千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 5 年11月30日提出

山形市長 佐藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		36,392,522 <sup>千円</sup>	408,000 <sup>千円</sup>	36,800,522 <sup>千円</sup>
	1 市 民 税	16,296,411	408,000	16,704,411
6 法人事業税交付金		514,000	23,000	537,000
	1 法人事業税交付金	514,000	23,000	537,000
11 地方交付税		11,802,569	130,000	11,932,569
	1 地方交付税	11,802,569	130,000	11,932,569
15 国庫支出金		18,428,565	544,380	18,972,945
	1 国庫負担金	12,175,620	347,986	12,523,606
	2 国庫補助金	5,882,780	196,394	6,079,174
16 県支出金		7,943,136	88,818	8,031,954
	1 県負担金	4,562,060	73,076	4,635,136
	2 県補助金	2,736,455	15,742	2,752,197
18 寄附金		2,026,000	30,450	2,056,450
	1 寄附金	2,026,000	30,450	2,056,450
19 繰入金		2,523,392	1,289,764	3,813,156
	1 特別会計繰入金	423,885	20,924	444,809
	2 基金繰入金	2,099,507	1,268,840	3,368,347
21 諸収入		6,185,507	93,896	6,279,403
	4 受託事業収入	170,771	13,620	184,391
	5 雑収入	1,722,972	80,276	1,803,248

款	項	補正前の額	補正額	計
22 市 債		6,549,100 <sup>千円</sup>	117,700 <sup>千円</sup>	6,666,800 <sup>千円</sup>
	1 市 債	6,549,100	117,700	6,666,800
歳 入 合 計		105,357,496	2,726,008	108,083,504

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		669,520 <sup>千円</sup>	△ 12,231 <sup>千円</sup>	657,289 <sup>千円</sup>
	1 議 会 費	669,520	△ 12,231	657,289
2 総 務 費		12,114,677	763,293	12,877,970
	1 総 務 管 理 費	4,847,747	428,052	5,275,799
	2 徴 税 費	1,076,135	28,782	1,104,917
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	480,260	45,046	525,306
	4 選 挙 費	281,270	1,218	282,488
	5 統 計 調 査 費	36,254	△ 3,849	32,405
	6 監 査 委 員 費	88,819	9,864	98,683
	7 企 画 費	5,238,548	256,824	5,495,372
	8 交 通 安 全 対 策 費	65,644	△ 2,644	63,000
3 民 生 費		40,317,965	951,585	41,269,550
	1 社 会 福 祉 費	18,714,430	582,493	19,296,923
	2 児 童 福 祉 費	17,621,696	200,749	17,822,445
	3 生 活 保 護 費	3,838,978	162,261	4,001,239
	4 災 害 対 策 費	142,861	6,082	148,943
4 衛 生 費		8,645,805	129,096	8,774,901
	1 保 健 衛 生 費	4,624,713	113,036	4,737,749
	2 清 掃 費	3,669,358	3,070	3,672,428
	3 環 境 保 全 費	327,001	12,990	339,991
5 労 働 費		347,693	16,492	364,185
	1 労 働 福 祉 費	347,693	16,492	364,185

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		2,058,616 <sup>千円</sup>	44,004 <sup>千円</sup>	2,102,620 <sup>千円</sup>
	1 農業費	1,734,887	44,824	1,779,711
	2 林業費	323,729	△ 820	322,909
7 商工費		7,722,444	16,027	7,738,471
	1 商工費	7,655,169	16,399	7,671,568
	2 消費者保護費	67,275	△ 372	66,903
8 土木費		12,252,852	266,345	12,519,197
	1 土木管理費	470,773	3,643	474,416
	2 道路橋りょう費	4,039,018	298,668	4,337,686
	3 河川費	266,813	△ 8,401	258,412
	4 都市計画費	3,785,593	△ 20,570	3,765,023
	6 住宅費	242,955	△ 6,995	235,960
9 消防費		3,324,538	98,843	3,423,381
	1 消防費	3,324,538	98,843	3,423,381
10 教育費		9,018,050	452,554	9,470,604
	1 教育総務費	1,849,245	191,465	2,040,710
	2 小学校費	1,664,219	105,976	1,770,195
	3 中学校費	573,294	94,277	667,571
	4 高等学校費	1,330,372	△ 19,716	1,310,656
	6 社会教育費	1,027,227	84,140	1,111,367
	7 保健体育費	2,348,487	△ 3,588	2,344,899
歳出合計		105,357,496	2,726,008	108,083,504

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	盛土災害防止対策事業	4,075 <sup>千円</sup>
		都市計画街路事業 (十日町双葉町線ほか2路線)	518,726
		粹七エリア整備事業	308,537

第3表 債務負担行為補正

追 加

事項	期間	限度額
山寺芭蕉記念館指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	342,600 <sup>千円</sup>
山寺芭蕉記念館空調設備改修事業	令和6年度	109,639
最上義光歴史館指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	210,500
やまがたクリエイティブシティ センターQ1空調設備改修事業 (実施設計委託)	令和5年度から 令和6年度まで	3,432
総合スポーツセンター等指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	2,690,300
蔵王体育館等指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	164,100
総合福祉センター指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	675,300
ひきこもり生活者等相談システム 構築運用事業	令和6年度	11,161
老人福祉センター (漆山やすらぎ荘)指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	145,300
老人福祉センター (大曾根さわやか荘)指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	182,300



事 項	期 間	限 度 額
老人福祉センター (黒沢いこい荘) 指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	千円 224,400
斎場等指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	444,700
斎場地下タンク等改修事業	令和6年度	5,527
農業研修センター指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	60,400
山形まるごと館運営事業	令和5年度から 令和10年度まで	261,900
産業歴史資料館指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	29,500
山形国際交流プラザ指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	399,800
観光案内センター指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	116,300
小中学校施設整備方針等策定事業	令和5年度から 令和6年度まで	6,820
I C T 支援員配置事業	令和5年度から 令和8年度まで	95,040
図書館受変電設備改修事業	令和6年度	21,173

第4表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土砂災害対策事業	3,600 <sup>千円</sup>	普通貸借 又は証券 発行	借入先との <sup>%</sup> 協定による。	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、繰上償還をし、又は低利債に借り換えることができる。
少年自然の家整備事業	4,400			

変 更

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
山寺芭蕉記念館整備事業	4,300 <sup>千円</sup>	76,400 <sup>千円</sup>
斎場整備事業	25,000	27,700
農業生産基盤整備事業	33,700	43,800
道路橋りょう整備事業	578,700	563,900
地方道路等整備事業	908,300	950,900
都市計画街路事業	646,300	660,200
都市計画公園整備事業	152,500	122,900
図書館整備事業	7,100	19,800

## 令和 5 年度山形市国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度山形市の国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132,816千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,353,042千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年11月30日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		16,087,235 <sup>千円</sup>	160,233 <sup>千円</sup>	16,247,468 <sup>千円</sup>
	1 県補助金	16,087,235	160,233	16,247,468
6 繰入金		1,795,384	△ 264,114	1,531,270
	1 一般会計繰入金	1,490,714	40,556	1,531,270
	2 基金繰入金	304,670	△ 304,670	0
7 繰越金		1	236,697	236,698
	1 繰越金	1	236,697	236,698
歳入合計		22,220,226	132,816	22,353,042

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		319,106 <sup>千円</sup>	17,715 <sup>千円</sup>	336,821 <sup>千円</sup>
	1 総 務 管 理 費	294,098	17,715	311,813
3 国民健康保険 事業費納付金		5,657,702	△ 55,609	5,602,093
	1 医療給付費分	3,863,947	△ 57,487	3,806,460
	2 後期高齢者支援 金等分	1,409,839	△ 30,397	1,379,442
	3 介護納付金分	383,916	32,275	416,191
6 諸 支 出 金		30,180	108,235	138,415
	1 償還金及び還付 加算金	28,000	108,235	136,235
8 基金積立金		0	62,475	62,475
	1 基金積立金	0	62,475	62,475
歳 出 合 計		22,220,226	132,816	22,353,042

## 令和 5 年度山形市後期高齢者医療事業会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度山形市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ102,215千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,851,434千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年11月30日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料		2,889,024 <sup>千円</sup>	△ 9,387 <sup>千円</sup>	2,879,637 <sup>千円</sup>
	1 後期高齢者医療 保険料	2,889,024	△ 9,387	2,879,637
3 繰 入 金		853,323	15,388	868,711
	1 繰 入 金	853,323	15,388	868,711
4 繰 越 金		1	77,952	77,953
	1 繰 越 金	1	77,952	77,953
5 諸 収 入		6,801	18,262	25,063
	3 雑 入	1	18,262	18,263
歳 入 合 計		3,749,219	102,215	3,851,434

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		87,737 <sup>千円</sup>	1,831 <sup>千円</sup>	89,568 <sup>千円</sup>
	1 総 務 管 理 費	58,381	1,831	60,212
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		3,655,280	79,460	3,734,740
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	3,655,280	79,460	3,734,740
3 諸 支 出 金		6,102	20,924	27,026
	2 繰 出 金	2	20,924	20,926
歳 出 合 計		3,749,219	102,215	3,851,434



議 第 77 号

令和 5 年度山形市介護保険事業会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度山形市の介護保険事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ410,741千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,651,820千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年11月30日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		5,554,899 <sup>千円</sup>	7,673 <sup>千円</sup>	5,562,572 <sup>千円</sup>
	2 国庫補助金	1,477,216	7,673	1,484,889
4 支払基金交付金		6,086,996	△ 26,279	6,060,717
	1 支払基金交付金	6,086,996	△ 26,279	6,060,717
5 県支出金		3,142,091	△ 60	3,142,031
	2 県補助金	110,294	△ 60	110,234
7 繰入金		3,554,556	△ 111,190	3,443,366
	1 一般会計繰入金	3,406,327	37,039	3,443,366
	2 基金繰入金	148,229	△ 148,229	0
8 繰越金		1	540,597	540,598
	1 繰越金	1	540,597	540,598
歳入合計		23,241,079	410,741	23,651,820

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		367,647 <sup>千円</sup>	22,725 <sup>千円</sup>	390,372 <sup>千円</sup>
	1 総 務 管 理 費	237,159	22,725	259,884
3 地域支援事業費		807,597	△ 479	807,118
	2 一般介護予防事業費	36,930	△ 479	36,451
5 諸 支 出 金		132,495	163,639	296,134
	1 償還金及び還付加算金	5,476	163,639	169,115
7 基金積立金		0	224,856	224,856
	1 基金積立金	0	224,856	224,856
歳 出 合 計		23,241,079	410,741	23,651,820

議 第 78 号

令和5年度山形市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算（第1号）

令和5年度山形市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,220千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100,336千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月30日提出

山形市長 佐藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		41,129 <sup>千円</sup>	32,220 <sup>千円</sup>	73,349 <sup>千円</sup>
	1 繰越金	41,129	32,220	73,349
歳入合計		68,116	32,220	100,336

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 予備費		100 <sup>千円</sup>	32,220 <sup>千円</sup>	32,320 <sup>千円</sup>
	1 予備費	100	32,220	32,320
歳出合計		68,116	32,220	100,336

議 第 79 号

令和 5 年度山形市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度山形市の公設地方卸売市場事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,973千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ298,747千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年11月30日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		90,590 <sup>千円</sup>	△ 1,187 <sup>千円</sup>	89,403 <sup>千円</sup>
	1 繰入金	90,590	△ 1,187	89,403
3 繰越金		1	3,295	3,296
	1 繰越金	1	3,295	3,296
4 諸収入		79,391	11,865	91,256
	2 雑入	49,391	11,865	61,256
歳入合計		284,774	13,973	298,747

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		243,015 <sup>千円</sup>	13,973 <sup>千円</sup>	256,988 <sup>千円</sup>
	1 総務管理費	243,015	13,973	256,988
歳出合計		284,774	13,973	298,747

議 第 80 号

令和 5 年度山形市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度山形市の農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,893千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ233,934千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 5 年11月30日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘



第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		143,782 <sup>千円</sup>	4,639 <sup>千円</sup>	148,421 <sup>千円</sup>
	1 繰入金	143,782	4,639	148,421
4 繰越金		1	654	655
	1 繰越金	1	654	655
6 市債		20,500	1,600	22,100
	1 市債	20,500	1,600	22,100
歳入合計		227,041	6,893	233,934

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		109,409 <sup>千円</sup>	6,893 <sup>千円</sup>	116,302 <sup>千円</sup>
	1 総務管理費	109,409	6,893	116,302
歳出合計		227,041	6,893	233,934

第2表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
農 業 集 落 排 水 事 業	千円 20,500	千円 22,100

議第81号

指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月30日提出

山形市長 佐藤孝弘

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者に指定する団体の名称	指定の期間
山寺芭蕉記念館	公益財団法人山形市文化振興事業団	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

理由

山寺芭蕉記念館の管理を公益財団法人山形市文化振興事業団に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めようとするものである。

議第82号

指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月30日提出

山形市長 佐藤孝弘

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者に指定する団体の名称	指定の期間
最上義光歴史館	公益財団法人山形市文化振興事業団	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

理由

最上義光歴史館の管理を公益財団法人山形市文化振興事業団に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めようとするものである。

議第 83 号

指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和 5 年 11 月 30 日提出

山形市長 佐藤 孝 弘

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者に指定する団体の名称	指定の期間
山形市総合スポーツセンター	公益財団法人山形市スポーツ協会	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで
南部体育館		
江南体育館		
福祉体育館		
鑄物町運動広場		
鑄物町庭球場		
流通センター野球場		
流通センター庭球場		
西部運動広場		
西部庭球場		
立谷川運動広場		
北市民プール		
みなみ市民プール		
山形市弓道場		

理 由

総合スポーツセンターほか 13 施設の管理を公益財団法人山形市スポーツ協会に行わせるため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議決を求めようとするものである。

議第84号

指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月30日提出

山形市長 佐藤 孝弘

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者に指定する団体の名称	指定の期間
蔵王体育館	蔵王温泉観光協会	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
蔵王ジャンプ台		

理由

蔵王体育館及び蔵王ジャンプ台の管理を蔵王温泉観光協会に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めようとするものである。

議第 8 5 号

指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者に指定 する団体の名称	指定の期間
山形市総合福祉センター	社会福祉法人山形市社会福 祉協議会	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

理 由

総合福祉センターの管理を社会福祉法人山形市社会福祉協議会に行わせるため、地方自治法  
第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議決を求めようとするものである。

議第86号

指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月30日提出

山形市長 佐藤 孝弘

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者に指定する団体の名称	指定の期間
漆山やすらぎ荘	社会福祉法人山形市社会福祉協議会	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

理由

漆山やすらぎ荘の管理を社会福祉法人山形市社会福祉協議会に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めようとするものである。



議第87号

指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月30日提出

山形市長 佐藤 孝弘

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者に指定する団体の名称	指定の期間
大曾根さわやか荘	大曾根さわやか荘福祉の会	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

理 由

大曾根さわやか荘の管理を大曾根さわやか荘福祉の会に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めようとするものである。

議第88号

指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月30日提出

山形市長 佐藤 孝弘

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者に指定する団体の名称	指定の期間
黒沢いこい荘	社会福祉法人友愛会	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

理由

黒沢いこい荘の管理を社会福祉法人友愛会に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めようとするものである。

議第89号

指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月30日提出

山形市長 佐藤 孝弘

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者に指定する団体の名称	指定の期間
山形市斎場及び山形市霊柩車	やまがた斎苑管理グループ	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

理由

斎場及び霊柩車の管理をやまがた斎苑管理グループに行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めようとするものである。

議第90号

指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月30日提出

山形市長 佐藤 孝弘

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者に指定する団体の名称	指定の期間
山形国際交流プラザ	一般財団法人山形コンベンションビューロー	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

理由

山形国際交流プラザの管理を一般財団法人山形コンベンションビューローに行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めようとするものである。

議第91号

指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月30日提出

山形市長 佐藤 孝弘

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者に指定する団体の名称	指定の期間
山形市産業歴史資料館	山形鋳物工業団地協同組合	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

理由

産業歴史資料館の管理を山形鋳物工業団地協同組合に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めようとするものである。

議第92号

指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月30日提出

山形市長 佐藤 孝弘

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者に指定する団体の名称	指定の期間
山形市観光案内センター	一般社団法人山形市観光協会	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

理由

観光案内センターの管理を一般社団法人山形市観光協会に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めようとするものである。

議第93号

指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年11月30日提出

山形市長 佐藤 孝弘

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者に指定する団体の名称	指定の期間
山形市農業研修センター	一般社団法人山形市農業振興公社	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

理 由

農業研修センターの管理を一般社団法人山形市農業振興公社に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めようとするものである。

議第94号

山形市農業集落排水事業の設置等に関する条例の設定について

山形市農業集落排水事業の設置等に関する条例を次のように制定する。

令和5年11月30日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市農業集落排水事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、この市の農村集落における生活環境の改善及び農業用排水の水質保全を図るため、農業集落排水事業の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水処理施設 汚水を排除するための排水管、汚水<sup>ます</sup>枿その他の施設(排水設備を除く。)及び汚水を浄化するための処理施設(以下「汚水処理施設」という。)の総体をいう。
- (2) 汚水 し尿及び生活雑排水をいう。
- (3) 排水設備 排水処理施設の処理区域内の建築物から排出される汚水を当該排水処理施設に流入させるために必要な排水管、汚水枿その他の設備をいう。

(設置)

第3条 この市に農業集落排水事業を設置する。

- 2 農業集落排水事業を行うため、排水処理施設を設置し、その名称及び汚水処理施設の位置は、別表のとおりとする。

(法の規定の適用)

第4条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、農業集落排水事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。



(経営の基本)

第5条 農業集落排水事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 農業集落排水事業の規模は、次のとおりとする。

(1) 処理区域 別表の名称の欄に掲げる排水処理施設ごとにそれぞれ同表の処理区域の欄に掲げる区域とする。

(2) 計画処理人口 7,360人

(3) 計画1日最大処理水量 2,423立方メートル

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない農業集落排水事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が2千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については1件5千平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(会計事務の処理)

第7条 法第34条の2ただし書の規定により、農業集落排水事業の出納その他の会計事務(公金の支払に関する事務を除く。)に係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第8条 農業集落排水事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が2千万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円(交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に定める保険金最高限度額)を超えるものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第9条 市長は、法第40条の2第1項の規定により、農業集落排水事業の業務の状況を説明する書類(以下「説明書」という。)を、毎事業年度4月1日から9月30日までの分については11月30日までに、10月1日から3月31日までの分については5月31日までに作成しなければならない。

2 説明書には、次に掲げる事項のほか、11月30日までに作成する説明書においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する説明書においては同日の属する事業年度

の予算の概要を記載しなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、農業集落排水事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに説明書を作成することができなかった場合においては、市長は、事故等がやんだ後、速やかにこれを作成しなければならない。

(供用開始の告示)

第10条 市長は、排水処理施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ排水処理施設の名称、処理区域及び供用開始の期日その他必要な事項を告示しなければならない。告示した事項を変更しようとするときも同様とする。

(排水設備の設置及び管理)

第11条 排水処理施設の供用が開始された場合においては、当該排水処理施設の処理区域内の建築物の所有者は、当該建築物に排水設備を設置し、及び管理しなければならない。ただし、規則で定める建築物については、この限りでない。

(排水設備の計画の確認)

第12条 排水設備の新設、増設又は改造（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、その計画が規則で定める排水設備の設置及び構造の技術上の基準に適合するものであることについて、あらかじめ市長の確認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽易な修繕工事については、この限りでない。

2 前項本文の規定は、同項の確認を受けた計画の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合について準用する。

(排水設備の工事の実施)

第13条 排水設備の新設等の工事は、排水設備の工事に関し技術を有する者として市長が指定した者でなければ、行うことができない。

(排水設備の工事の検査)

第14条 排水設備の新設等（第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の確認を受けた計画に係るものに限る。）を行った者は、その工事が完了したときは、その日から5日以内に市長に届け出て、検査を受けなければならない。

(使用開始等の届出)

第15条 排水処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は休止した排水処理施設の使用を再開しようとする者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(使用者の変更の届出)

第16条 使用者(前条の規定により排水処理施設の使用の開始又は使用の再開について市長に届け出た者をいう。以下同じ。)に変更が生じたときは、新たに使用者となるべき者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(排除の制限)

第17条 使用者は、雨水を排水処理施設に排除してはならない。

2 使用者は、土砂、ごみ、油類、農薬その他排水処理施設の機能を妨げ、又は損傷させるおそれのあるものを排水処理施設に排除してはならない。

3 使用者は、し尿を排水処理施設に排除するときは、水洗便所によりこれを行わなければならない。

(使用料の徴収)

第18条 市長は、使用者から使用料を徴収する。

2 前項の使用料(以下「使用料」という。)は、納入通知書により毎月徴収する。

3 使用料の納期は、市長が別に定める。

(使用料の算定方法)

第19条 使用料は、次の表により算定した世帯均等割及び世帯員割の合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税の額に相当する額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の額に相当する額を加えた額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

区分	単位	金額(月額)
世帯均等割	1世帯につき	1,180円
世帯員割	世帯員1人につき	380円

2 世帯員割は、毎年4月1日現在の世帯員数をもって算定する。

3 前項の規定にかかわらず、年の中途において排水処理施設の使用を開始する場合の世帯員割は、第15条の規定による届出があった日の世帯員数をもって算定する。

4 第1項の規定にかかわらず、事業所その他の一般家庭以外の使用者が排水処理施設を使用する場合の使用料については、排水処理施設の使用の実態を勘案して市長が別に定める。

5 月の中途において排水処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は休止した

排水処理施設の使用を再開した場合におけるその月の使用料は、1か月分として算定する。

(届出がない場合の使用料)

第20条 使用者が排水処理施設の使用を休止し、又は廃止した場合であってもその届出がないときは、使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第21条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(督促及び延滞金)

第22条 市長は、使用者が納期限までに使用料を納付しないときは、督促状を発しななければならない。

2 前項の督促状に指定すべき納付の期限は、その発行の日から15日以内とする。

3 市長は、使用者が第1項の納期限までに使用料を納付しないときは、延滞金を徴収する。

4 延滞金の額及び徴収方法等については、この市の市民税の例による。

(過料)

第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(1) 第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けないで排水設備の新設等を行った者

(2) 第17条の規定に違反した者

第24条 市長は、偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する額が5万円を超えない場合にあつては、5万円)以下の過料を科することができる。

(分担金)

第25条 農業集落排水事業(排水処理施設の整備に係るものに限る。)に要する費用に充てるために地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき徴収する分担金については、別に条例で定める。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（山形市農業集落排水処理施設設置及び管理等に関する条例の廃止）
- 2 山形市農業集落排水処理施設設置及び管理等に関する条例（平成元年市条例第38号）は、  
廃止する。  
（山形市農業集落排水処理施設設置及び管理等に関する条例の廃止に伴う経過措置）
- 3 施行日前に前項の規定による廃止前の山形市農業集落排水処理施設設置及び管理等に関する  
条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされ  
たものとみなす。  
（山形市特別会計条例の一部改正）
- 4 山形市特別会計条例（昭和39年市条例第26号）の一部を次のように改正する。  
第1条第9号を削る。  
（山形市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置）
- 5 施行日前に前項の規定による改正前の山形市特別会計条例第1条第9号に規定する山形市  
農業集落排水事業会計に属する債権その他財産及び債務並びに出納閉鎖後の歳計剰余金は、  
法第17条の規定により設ける農業集落排水事業に係る特別会計に引き継ぐものとする。  
（山形市農業集落排水処理施設整備事業分担金徴収条例の一部改正）
- 6 山形市農業集落排水処理施設整備事業分担金徴収条例（昭和62年市条例第3号）の一部  
を次のように改正する。  
第1条中「この市が施行する農業集落排水処理施設整備事業」を「山形市農業集落排水事  
業の設置等に関する条例（令和5年市条例第 号）第25条の規定に基づき、同条に規定す  
る農業集落排水事業」に改める。

別表（第3条、第5条関係）

名称	汚水処理施設の位置	処理区域
宝沢農業集落排水 処理施設	山形市大字下宝沢字五 度坂385番8	山形市大字上宝沢及び大字下宝沢
中里農業集落排水 処理施設	山形市大字中里字行檀 23番	山形市大字中里、大字下東山の一部（村山 高瀬川の左岸の地域）及び大字風間の一部
藤沢農業集落排水 処理施設	山形市大字若木字並柳 3531番2	山形市大字常明寺及び大字若木
上野農業集落排水 処理施設	山形市蔵王半郷字南山 1120番1	山形市蔵王上野及び蔵王堀田
双葉農業集落排水 処理施設	山形市大字門伝字堰下 1595番	山形市大字門伝の一部

漆房農業集落排水 処理施設	山形市大字長谷堂字漆 房4604番3	山形市大字長谷堂の一部
山田農業集落排水 処理施設	山形市蔵王山田字本郷 1366番2	山形市蔵王山田
東山農業集落排水 処理施設	山形市大字大森字南屋 敷添57番1	山形市大字下東山の一部（村山高瀬川の右 岸の地域）、大字上東山、大字切畑及び大 字高沢

理 由

農業集落排水事業について、地方公営企業法に基づく財務規定等を適用し、公営企業会計に移行しようとするものである。

## 議第95号

### 山形市部設置条例の一部改正について

山形市部設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月30日提出

山形市長 佐藤孝弘

### 山形市部設置条例の一部を改正する条例

山形市部設置条例（昭和34年市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条企画調整部の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を削り、同項の次に次の1項を加える。

#### 文化スポーツ部

- (1) 文化振興に関する事項
- (2) スポーツの振興に関する事項

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
（山形市スポーツ推進審議会条例の一部改正）
- 2 山形市スポーツ推進審議会条例（昭和37年市条例第18号）の一部を次のように改正する。  
第9条中「企画調整部」を「文化スポーツ部」に改める。  
（山形市郷土館運営協議会条例の一部改正）
- 3 山形市郷土館運営協議会条例（平成3年市条例第10号）の一部を次のように改正する。  
第8条中「企画調整部」を「文化スポーツ部」に改める。

#### 理 由

文化及びスポーツの振興に関する事務を所掌する部を新たに設置しようとするものである。

議第96号

山形市手数料条例の一部改正について

山形市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月30日提出

山形市長 佐藤 孝弘

山形市手数料条例の一部を改正する条例

山形市手数料条例（昭和26年市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の表中

印鑑に関する証明	7の項	を
----------	-----	---

」

個人の所得に関する証明	2の項	に改める。
印鑑に関する証明	7の項	

」

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

理 由

証明書交付サービスを利用した場合における個人の所得に関する証明書の交付手数料を減額しようとするものである。



議第97号

山形市総合福祉センター条例の一部改正について

山形市総合福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月30日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

山形市総合福祉センター条例（平成7年市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表1 体育ホールの表に備考として次のように加える。

備考 体育ホールの使用者が冷暖房を使用した場合は、実費の範囲内で別に定める冷暖房料を徴収するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

総合福祉センターの体育ホールを使用する場合の冷暖房料の徴収について、規定の整備をしようとするものである。

議第98号

山形市水道給水条例の一部改正について

山形市水道給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月30日提出

山形市長 佐藤 孝弘

山形市水道給水条例の一部を改正する条例

山形市水道給水条例（昭和33年市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

水道法の改正に伴い、規定の整備をしようとするものである。